

# 寄託証券等に係る未受領配当金等の取扱いの見直しに伴う 「受託契約準則」の一部改正について

2025年7月16日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、「受託契約準則」の一部改正を行い、2030年10月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度において、未受領配当金等（実質株主が受領していない配当金等をいいます。）に除斥期間を設定する旨の改正が行われることに伴い、所要の対応を行うものです。

## II. 改正概要

- 寄託証券等に係る配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び取引参加者はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。

（備 考）

- 受託契約準則第28条の4第8項、第28条の5第5号

## III. 施行日

- 2030年10月1日から施行し、施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等についても適用します。

以 上